

改正案	現行
<p>第一条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 前項の都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第二項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴いてこれを行う。</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 委員は、当該市町村の区域の实情に通ずる者であつて、次の各号に掲げるものうちから、それぞれ二人以内を市町村長が委嘱する。</p> <p>一七（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。</p>	<p>第一条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、保護指導のことに当り、社会福祉の増進に努めるものとする。</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 前項の都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第六条第二項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴いてこれを行う。</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 委員は、左の各号に掲げる者のうちから、それぞれ二人以内を市町村長が委嘱する。</p> <p>一七（略）</p> <p>3 委員は、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者でなければならない。</p> <p>4（略）</p> <p>5 前四項で定めるものの外、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。</p>

第十条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、三年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十四条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- 四 社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。

2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

第十七条 (略)

2 市町村長は、民生委員に対し、援助を必要とする者に関する必要な資料の作成を依頼し、その他民生委員の職務に関して必要な指導をすることができる。

第二十四条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。

第十条 民生委員は、名誉職とし、その任期は、三年とする。但し、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十四条 民生委員の職務は、左の通りとする。

- 一 常に調査を行い、生活状態を審かにして置くこと。
- 二 保護を要する者を適切に保護指導すること。
- 三 社会福祉事業施設と密接に連絡し、その機能を助けること。
- 四 社会福祉事業法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。

2 民生委員は、前項の職務を行う外、必要に応じて、生活の指導を行う。

第十七条 (略)

2 市町村長は、民生委員に対し、保護を要する者に関する必要な資料の作製を命じ、その他民生委員の職務に関して必要な指示をすることができる。

第二十四条 民生委員協議会の任務は、左の通りとする。

- 一 (略)
- 二 民生委員の職務に関する連絡及び統制をすること。

<p>三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。</p> <p>六 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>第二十五条 民生委員協議会を組織する民生委員は、その互選により会長一人を定めなければならない。</p> <p>2 会長は、民生委員協議会の会務をとりまとめ、民生委員協議会を代表する。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、会長の任期その他会長に關し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に當ること。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 民生委員をして、その職務に関して互に励まし、研究及び修養をさせること。</p> <p>六 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>第二十五条 民生委員協議会を組織する民生委員は、その互選により総務一人を定めなければならない。</p> <p>2 総務は、民生委員協議会の会務をとりまとめ、民生委員協議会を代表する。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、総務の任期その他総務に關し必要な事項は、政令で定める。</p>
---	--